

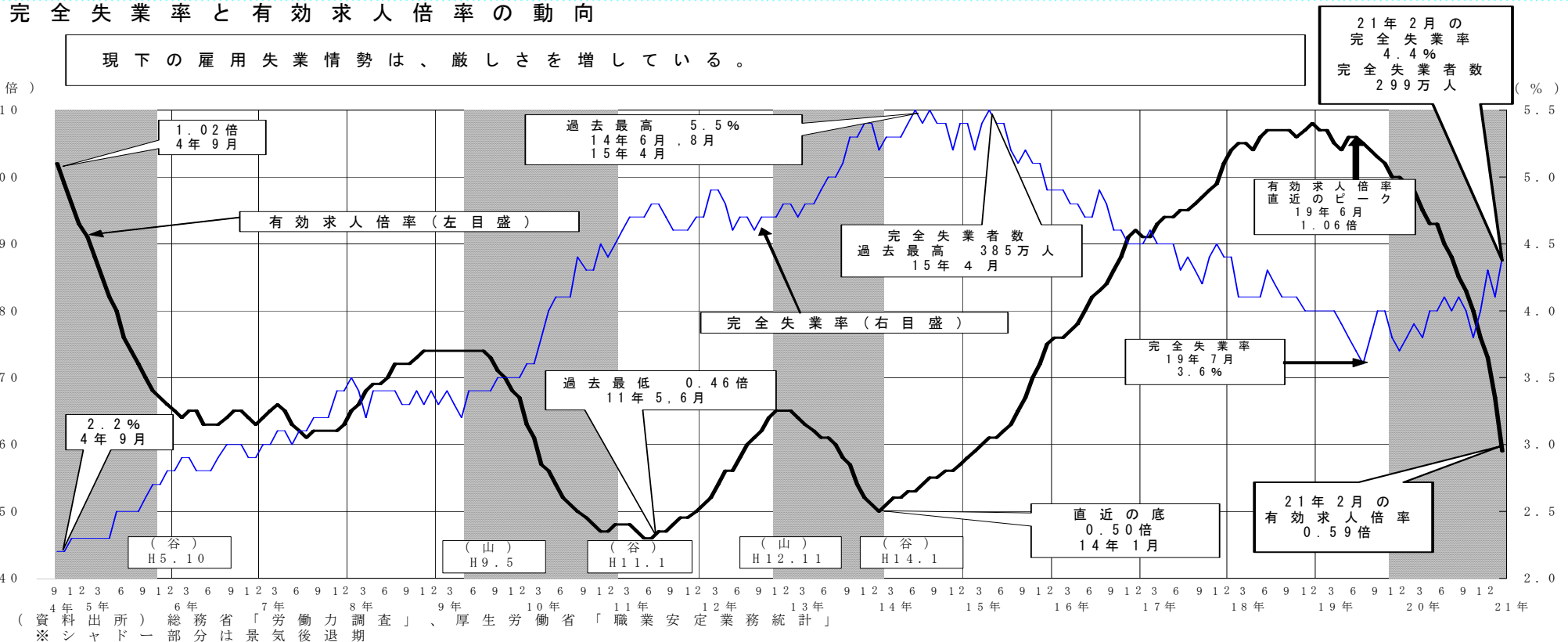
現下の雇用失業情勢と 雇用対策について

平成21年4月2日(木)
厚生労働省職業安定局雇用政策課
小川 誠

現下の雇用失業情勢 一厳しさを増している

- 完全失業率は、平成19年7月の3.6%から**4.4%**まで悪化。(1月は4.1%)
- 有効求人倍率は、平成19年6月の1.06倍から**0.59倍**(1月は0.67倍)まで悪化。単月の悪化幅は昭和49年12月以来。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**(新規求職者数)は、**前年同月比144.4%の増加**。
- 日銀短観(3月調査)の雇人員判断(「過剰」-「不足」)は、全規模**製造業で過剰感が大幅に増加(+14→+38)**し、過去最悪。全規模**全産業でも過剰感が大幅に増加(+4→+20)**。
- 2月の倒産件数は、前年同月比10.3%増の1,318件。また、負債総額は2月としては戦後3番目。(東京商工リサーチより)
- 2月の雇用保険の受給資格決定件数は前年同月比72.9%増、受給者数は前年同月比で33.8%増の693千人と、それぞれ大幅に増加。
- 各都道府県労働局からの報告(3月)によると、昨年10月から本年6月における、非正規労働者の雇止め等は**2,968事業所、192,061人**(予定を含む)。

完全失業率と有効求人倍率の動向



雇止め・解雇状況

○ 各都道府県労働局からの報告（3月）によると、
 昨年10月から本年6月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、
全国47都道府県、2,968事業所、192,061人となったところ。

（内訳）

・派遣	2,074事業所	125,339人	（65.3%）
・契約（期間工等）	623事業所	39,195人	（20.4%）
・請負	160事業所	15,556人	（8.1%）
・その他	579事業所	11,971人	（6.2%）

雇用保険の加入状況については、
 全体（192,061人）のうち、142,016人について判明し、うち加入者数は140,278人で、加入割合は98.8%であった。

※ 個人が特定できた60,936人について別途個人ベースの集計を行ったところ、離職者数は55,867人、受給資格決定者数は37,434人（離職者数の67.0%）、再就職者数は10,125人（同18.1%）であった。また、被保険者であった期間等から、49,169人（88.0%）が受給資格ありと推定される。

雇用形態別・産業別の集計結果

派遣	125,339人	（人）			
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	58,723	56,625	274	115	1,709
中途解除	57,424	56,971	208	25	220
不明	9,192	9,041	89	16	46
契約（期間工等）	39,195人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	31,889	30,427	80	58	1,324
解雇	6,271	5,492	327	244	208
不明	1,035	1,034	0	0	1
請負	15,556人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	6,538	5,611	0	3	924
中途解除	7,817	6,898	39	0	880
不明	1,201	1,201	0	0	0
その他	11,971人				
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	5,215	3,432	92	479	1,212
解雇	6,349	4,036	159	1,596	558
不明	407	362	0	30	15

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（3月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。

（* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

注：3月報告より、把握対象期間を6月末までに拡大している。対象期間を、先月報告と同様に本年3月末までとして集計した場合は184,347人となる。

雇用の安定と生活支援対策（実績入り）

平成20年中に既に実施している施策

1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 12月15日から、全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。【3/30現在、新規相談者数29,944件】

○ 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。

【3/30現在、決定件数5,400件】

○ 12月22日から、労働金庫で最大186万円（雇用保険受給者の場合最大60万円）の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。（入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等）

【3/30現在、決定件数5,691件】

- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。（12月9日分から適用）

【2月（速報値）は計画認定件数86件、1,762人】

2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。【2月（速報値）は計画届30,621事業所、1,865,792人分】

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5（中小企業）又は2/3（大企業）を助成します。（雇用調整助成金制度の拡充）

- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。（雇用保険の被保険者）

- (3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、制度を利用しやすくします。

3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。（11月28日から）
(2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。（平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。）

第二次補正予算により実施している施策

1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に単年度で過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。（「ふるさと雇用再生特別交付金」（2,500億円）、「緊急雇用創出事業」（1,500億円）の速やかな実施）

【交付決定（ふるさと雇用再生特別交付金）：47都道府県】

【交付決定（緊急雇用創出事業）：47都道府県】

2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円（大企業50万円）を支給します。【2月6日開始、6ヶ月経過後に支給開始】

- (2) 離職者訓練を強化します。（実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大）【3月までに訓練を順次開始。生活保障の貸付決定は、3/13現在、13件】

21年度から実施の施策

1 雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

- (1) 非正規労働者の適用範囲を拡大します。（雇用見込み1年以上→6ヶ月以上）
(2) 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
(3) 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

2 離職者訓練を大幅に拡充します。

実施規模を拡充し、介護分野等の長期訓練を創設します。

さらなる緊急雇用対策に関する提言

(主なポイント)

平成 21 年 3 月 19 日
与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム

I 雇用調整助成金の拡充等

1 支給の迅速化・簡素化

- ① 初回は申請後2月以内、2回目以降は1月以内の支給
- ② 支給までの「つなぎ資金」融通の円滑化

2 制度の拡充

- ① 解雇等しない場合に助成率を上乗せ
- ② 残業を大幅に削減し、解雇等しない場合を助成対象に 等

3 必要額の確保

II 労働者派遣に係る今後の対応

- 1 中途解除に伴う派遣元の損害額(休業手当等)の派遣先による賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守及び派遣先の確保
- 2 製造業務派遣に係る上記「1」等についての重点監督の実施
- 3 資産要件、現金・預金要件等の許可要件の厳格化

III 再就職支援・能力開発対策

1 ハローワークの機能の抜本的強化等

2 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設

- ① 雇用保険を受給していない者に対する職業訓練の抜本拡充及び訓練期間中の生活保障のための訓練・生活支援給付(仮称)の支給
- ② 中小企業の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
- ③ 長期失業者及び住居喪失・就職活動費が不足する者について、民間職業紹介事業者に委託して再就職支援、住居・生活支援

IV 雇用創出対策

1 緊急雇用創出事業の積み増し

2 地方公共団体への好事例の紹介等

3 ふるさと雇用再生特別交付金による基金への企業拠出の仕組みの創設

V 内定取消し対策

- 1 内定取消しをした企業名の3月中の公表
- 2 未内定学生等対象の就職面接会の開催
- 3 早期の採用選考活動(青田買い)の抑制の事業主団体への要請、就職協定の復活等

VI 外国人労働者対策

- 1 定住外国人施策推進室による総合的対策の推進
- 2 帰国を希望する日系人に対する、家族分を含めた帰国支援金の支給、チャーター便の手当て
- 3 技能実習生について、新たな実習先を見つけることの支援及び帰国費用の立て替え払い

VII 体制整備

緊急雇用対策に必要な人員体制の増強

VIII その他

下請の雇用の維持・確保についての大企業に対する要請・指導

平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

		平成20年度当初	1次補正 (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (2月6日実施)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が 前年同期比減 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の 場合は不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比減 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要) 	生産量要件につい ては「売上高又は生 産量」で把握
	中小企業				
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃	
	中小企業				
助成率	大企業	1/2			2/3
	中小企業	2/3	4/5		
教育訓練費	大企業	1, 200円	6, 000円		
	中小企業				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり			撤廃
休業規模	大企業	1/15以上			撤廃
	中小企業	1/20以上			
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外: 雇用期間6か月以上	
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと

(注1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(注2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(注3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

雇用調整助成金の拡充・発展

名称（仮称）	雇用調整助成金（雇用維持充実型）	残業削減雇用維持奨励金
支援の枠組み	従来の雇用調整助成金の助成率引き上げ	残業大幅削減
概 要	雇用調整助成金を活用して休業等を実施した際、正規・非正規労働者（派遣労働者を含む）の雇用維持をした場合に助成率を上乗せ	残業時間の削減により正規・非正規労働者（派遣労働者を含む）の雇用維持をした場合に助成金を支給
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産量・売上高減少（5%以上減／直前又は前年同期3ヶ月比）ただし、中小企業の場合は直近の決算等の経常利益が赤字であれば5%未満でも可 ・ 被保険者を^{※1}解雇等しない（判定基礎期間及びその直前の6か月間） ・ 被保険者^{※2}等の数が直前6か月平均の80%以上 ・ 通常の休業等実施計画届の提出で可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産量・売上高減少（5%以上減／直前又は前年同期3ヶ月比）ただし、中小企業の場合は直近の決算等の経常利益が赤字であれば5%未満でも可 ・ 被保険者を^{※1}解雇等しない（対象期間内） ・ 被保険者^{※2}等の数が直前6か月平均の80%以上 ・ 残業を大幅削減（直前6ヶ月平均の1/2以下かつ5時間以上減） ・ 残業削減に係る事前計画（協定）を提出
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業等に係る雇用調整助成金の助成率を、現行の4/5から9/10に引上げ（大企業の場合、2/3から3/4に引上げ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用維持有期契約労働者1人年30万円×対象労働者数＋派遣契約維持派遣労働者1人年45万円×対象労働者数（上限各100人）を6ヶ月ごとに分けて支給（大企業の場合、各々20万円と30万円） ・ 本助成金の支給後1年間は再度支給を受けられないクーリング期間を設定

※1 「解雇等」には、契約更新予定がある場合の雇止め、労働者派遣契約の事業主都合による中途契約解除を含む。

※2 「被保険者等」には、受入れ派遣労働者を含む。

解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

対象者に対する相談支援

相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワークにおいて、住宅と安定就労確保のための相談支援
- 社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介

就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
 - ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
 - ・生活・就職活動費(上限100万円)
- 最大 186万円

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

貸付決定件数=5,691件

雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居のあっせん

入居決定件数=5,400件

事業主に対する働きかけ

住宅の継続使用の要請(12/9～)

- 各労働局、ハローワークにおいて、社員寮への入居継続を可能とするよう事業主に対する要請
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請

住宅の継続貸与事業主への助成 (第2次補正予算により措置)

- 雇止め・解雇を行った派遣労働者等に対して、離職後においても、引き続き住宅を無償で提供する事業主への助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり
上限4～6万円×最長6ヶ月

※12月9日以降住宅を提供した事業主に
対して適用

雇用保険被保険者期間6月～1年未満の雇止め離職者に対する 「就職安定資金融資」の貸付について

1 目的

雇止めによって離職する者であって、一定範囲の雇用保険一般被保険者であった者のうち、離職日が改正雇用保険法施行日前であったために、当該受給資格要件の適用を受けられない者について、生活・就職活動に必要な資金を貸し付けることにより、生活の安定を図りながら積極的な再就職を支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の雇用保険一般被保険者であった者のうち、平成20年12月9日以降平成21年3月30日以前の雇止めによる離職者
〔雇用契約の期間が1年未満であり、当該雇用契約が更新することが明示されていなかった場合に限る〕
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
〔具体的には、公共職業安定所に求職申込みをし、継続して就職活動を行うこと〕

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額
生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

1.5%（信用保証料を含む）。

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後までに、6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得した場合は、返済額のうち、貸付額の50%相当額を免除。

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、安定就労の確保を図るための相談を行う。
- 離職に関する離職した事業所の事業主による証明又は離職票等の確認書類を取り揃えてハローワークの確認を得る。
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける。
- 貸付金によって、再就職活動を進める。

4. 実施スケジュール

4 / 1 安定所受付開始、4 / 6 労働金庫審査開始

5. 会計区分

労働保険特別会計雇用勘定
(項) 高齢者等雇用安定・促進費

6. 関連予算額

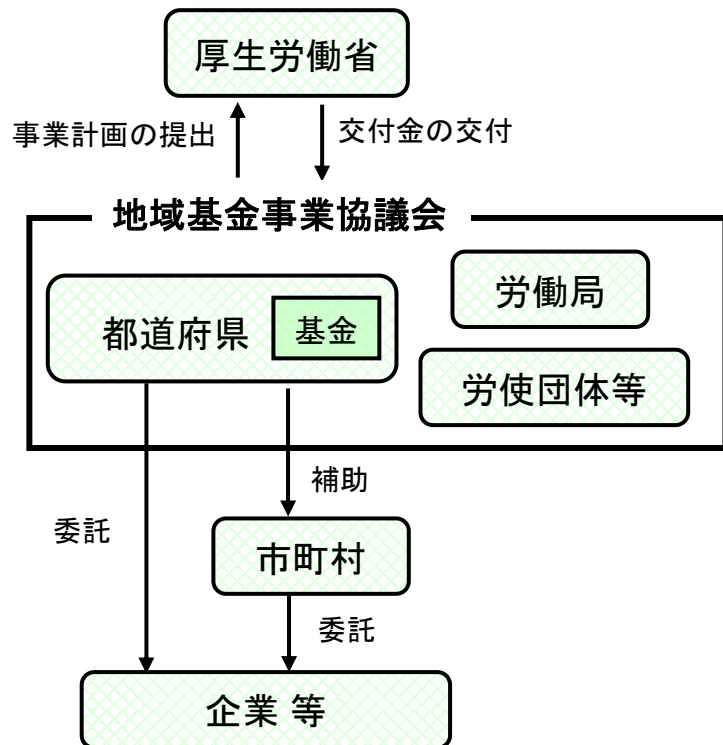
35億8304万円

ただし、「就職安定資金融資」の21年度当初予算（214億3622万円）の範囲内で執行可能と見込まれ、新たな予算措置は不要。

ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

概念図



事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

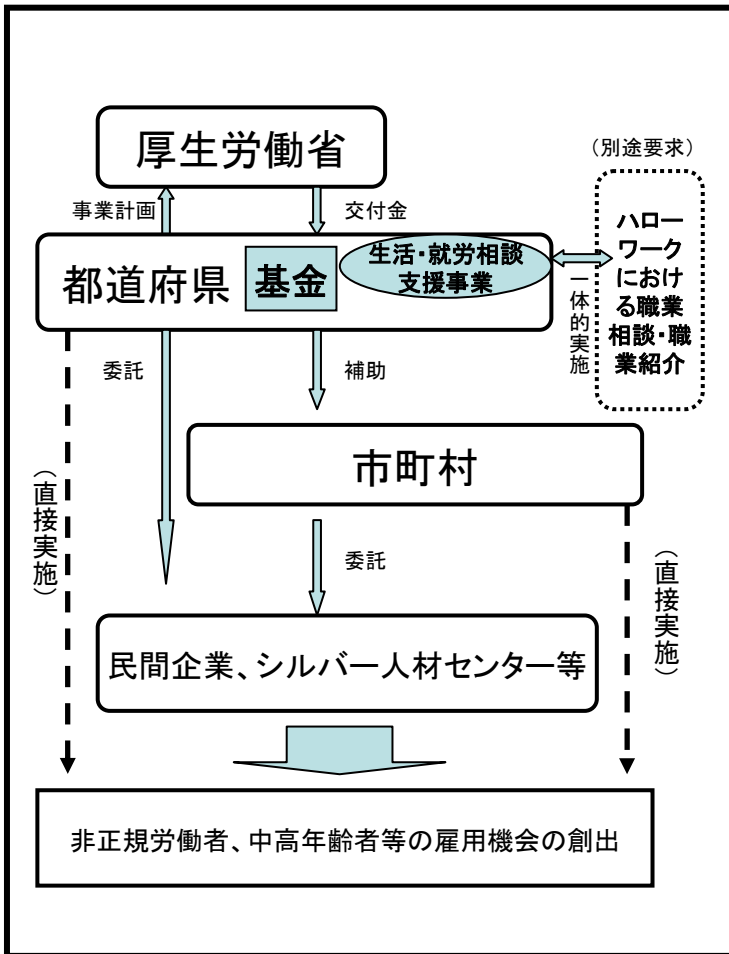
(事業の規模等)

- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国

緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・環境・地域振興 : 森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉 : 高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育 : 補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火 : 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

(事業の規模等)

- ・予算額 1,500億円(一般会計)
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国

離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)

(平成21年度離職者訓練定員全体: 約19万人 (※ 対20年度当初比 約4万人増))

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**(6か月及び2年訓練) (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり)

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**

2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**(6か月訓練) (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり)

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**(6か月訓練)

2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。

(例: ホームヘルパー2級養成コース)

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

(◎は3年間の暫定措置)

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日:平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)